

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年6月1日

時 間：午 後 1 時 4 5 分

大槻町北公民会館

開 議 午後1時45分

出席議員（13名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
11番	渡辺三男君	12番	塚野芳美君
13番	三瓶一郎君		

欠席議員（1名）

10番 高橋実君

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
企画課長	横須賀幸一
都市整備課長	郡山泰明
産業振興課長兼 農業委員会長 事務局長	三瓶保重

参　事　兼 健康福祉課長	渡　辺　清　治
参　事　兼 生活環境課長	緑　川　富　男
税　務　課　長	阿　久　津　守　雄
教育総務課長	猪　狩　守　隆
生涯学習課長	高　野　善　男
企画課長補佐	深　谷　高　俊
企　画　係　長	小　林　元　一
代表監査委員	坂　本　和　久

職務のための出席者

事　務　局　長	角　政　實
事務局庶務係長	原　田　徳　仁

付議案件

1. 富岡町災害復興計画（第一次）（素案）について
2. 議会活動及び運営に関する議会事務局（案）について
 - (1)町長による事前説明及び意見の聴取（案）について
 - (2)福島第一、第二原子力発電所視察について
3. その他

開 会 (午後 1時45分)

○議長（宮本皓一君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。

出席議員は12名であります。欠席議員は1名。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、企画課長、同補佐、同企画係長ほか関係する各課の課長であります。職務のための出席者は議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時45分)

再 開 (午後 1時46分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

ここで、町長よりあいさつを兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 全員協議会開催に当たり、一言あいさつを申し上げます。

臨時議会におきましては、工事請負契約案件を議決いただき、改めて御礼申し上げます。

本日の全員協議会は、現在検討しております富岡町災害復興計画についての素案の説明であります。長引く厳しい避難生活、先行きの見えない状況が続き、町民は不安を抱え、今後の生活設計を立てることが難しくなっております。復興計画は、こうした状況を改善し、町民の不安を取り除く大きな柱となるものであります。復興計画はふるさと富岡の復旧、復興に向けての計画と、当面帰還できない町民のための生活拠点整備を計画してございます。

本日は、現段階での復興計画を議員の皆様にお示しし、意見をいただきながら、

町民が安心できるような計画の策定をいたしたいと思っておりますので、議員の皆様の忌憚のないご意見、ご指導をよろしくお願ひいたしまして、あいさつといたします。

なお、具体的な復興計画の素案につきましては、担当課より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮本皓一君） それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、富岡町災害復興計画（第一次）（素案）についての件を議題といたします。

企画課長より説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） お疲れさまでございます。

それでは、富岡町災害復興計画（第一次）の素案についてご説明いたします。これまでの流れにつきましては、私のほうから説明し、内容については課長補佐の深谷、係長の小林から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

これまでの流れについてですが、昨年3月11日の大震災及び原子力災害に伴い、甚大な被害を受け、さらに町民全員が避難生活を余儀なくされている現状を踏まえ、町民一人一人が希望を持ち、個々が無理のないペースで自身の生活再建の計画を立て、町民間のきずなを再生しながら、ふるさとへの帰還に向けた機運の醸成を期するものとして、昨年8月に町民参加による26名で富岡町災害復興ビジョン策定委員会を立ち上げ、活発な意見交換や審議、審議及び町民から多くの意見をいただいたパブリックコメント、また議会からの意見等を踏まえながら、帰りたくなる環境を整え、安心、安全で新たな魅力を備えたふるさと富岡をつくることとし、ことし1月に災害復興ビジョンを策定いたしました。

このビジョンに基づき、さらに具体的な復興のための取り組みや事業を示すため、災害復興計画の策定に昨年12月に副町長を委員長として、教育長及び各課長による復興計画策定委員会を立ち上げ、意見交換、審議を重ねて素案をまとめました。今回の素案につきましては、帰還に向けて魅力ある町に発展させる計画と、当面帰還できない町民のための生活拠点整備としております。今後本日の議員の皆様からの

意見及び町民のパブリックコメントを実施して、内容を再度調整しながら、議員の皆様に再度お示しすることとなりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、復興計画につきましては、策定後も国や県の方針、町の諸事情等によって変更することもあります。

それでは、内容について課長補佐より説明させます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君）　課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君）　まず、説明の前にお渡しいたしました……。

○議長（宮本皓一君）　補佐、長くなるようなら座ってお願ひします。

○企画課長補佐（深谷高俊君）　ありがとうございます。では、済みません。説明の前に、お渡しいたしました資料のページの訂正をさせていただきたいと思います。

まず、表紙なのですが、富岡町災害復興計画（第一次）と書いてある表紙なのですが、実は下に1とページが打ってございます。これを削除をお願いいたします。

1枚開きまして、次左側、目次になっていますが、目次の下に2と書いてございます。これも削除をお願いいたします。

そして、右側の第1章、復興計画の策定に当たっているというところなのですがこれが3になっています。これを1と訂正をお願いいたします。以下は以上のままで、そのままで結構でございます。

済みませんです。それから、開いて目次のところなのですが、第1章、復興計画の策定に当たってというところと、その下の1の1、計画の趣旨というところ、これが3になっていますが、これを1とご訂正をお願いいたします。済みませんでした。

それでは、富岡町災害復興計画（素案）について説明申し上げます。1ページをお開きください。第1章は、復興計画の策定に当たっての趣旨、位置づけ、計画期間等について記載しました。復興ビジョンは、町への帰還を果たし、復旧、復興を遂げることによって、富岡町をより魅力ある町に発展させるための計画でしたが、復興計画はこれに加えて当面帰還できない人々の生活再建を推進するものです。放射能に対する不安等から、当面帰還できない町民のための生活拠点の整備に全力で取り組むものです。富岡町内と、これは近隣町村も検討対象に入れながらの低線量

地区に帰還に向けた町づくりを進める一方、当面帰還できない人々のために、いわき市や郡山市に生活拠点を整備します。富岡町内と、それからいわき、郡山の3地域の生活拠点の整備に向けて、双葉郡が地域連携を図りながら、国、県に強く要望し、新たな居住地の早期完成を目指す考えでございます。

2ページをお開きください。計画の位置づけですが、本計画に示される施策、事業はあらゆる施策、事業に優先して実施するものでございます。

3ページをお開きください。福島県の復興計画とは、計画期間、計画内容の両面で整合性を図りながら施策、事業を組み立てました。計画完了年度は、以前町がまとめた長期総合計画と同じ、末が平成32年度とし、全体の9年間を復旧期と復興期に分け、前半の4年間を復旧期、後半の5年間を復興期といたしました。まず、復旧期は富岡町内においては除染やインフラ復旧、ここでいうインフラ復旧には災害公営住宅、医療介護施設、商業施設、公共機関、学校などを含むものとしてのインフラ復旧、これを行い、帰町することができる環境づくりに努める期間でございます。町外においては、災害公営住宅を初め生活拠点として必要な施設の整備を図りながら、仮設住宅等からの移転を図る期間と位置づけております。その後の復興期は、町内においてはさらに復旧を図り、帰還する町民の増加を図る期間とし、町外においてはインフラを整備し、生活関連のサービスの充実を図る期間としております。

次に、計画の見直しと進捗管理でございますが、例えば今後帰還に向けた工程表等を復興計画の中で示す必要がございます。現在賠償については国と折り合いがついておらず、除染やインフラ復旧、整備についても、国からは明確な方針が示されておりません。私たちが帰還の時期を判断する材料となる除染やインフラ復旧、整備等は国が主導で行う以上、まずは国が工程表を示すのが筋と考えております。今後明確な工程が示された時点で、町としての工程表を復興計画の中でも提示したいと考えてございます。

4ページをお開きください。6行目ですが、復興計画に盛り込まれた施策、事業が確実に実施されるよう、進捗状況を管理していきたいと考えております。

次に、5ページをお開きください。基本理念と基本方針ですが、基本理念は3つ

ありまして、理念1、理念2は復興ビジョンと同じものでございます。

復興計画には、6ページの理念3、当面帰町できない町民の生活を再建するという内容を新たに加えました。

次に、基本方針です。ここでは、今後の生活に不安を抱いている町民に、町の方針を示しております。富岡町内等の低線量地区、いわき、郡山に災害公営住宅を含む生活拠点を整備する内容についてまとめております。富岡町内を本所とし、いわき、郡山をサテライトと呼ぶ富岡町サテライト計画です。現在さまざまな地域に分散して生活している町民の皆様に、今後可能な限り3つの地域、3つの富岡に集合し、生活していただく計画です。3つの地域は、富岡町内等の低線量地区を本所と位置づけ、いわき市や郡山市をサテライトと位置づけております。それぞれの地域が自宅に帰るまでの生活拠点となるものです。町は、できるだけ多くの皆様が富岡町内に帰還できるよう、除染やインフラを初め生活環境の整備に努めていきます。当面戻れない方は、サテライトのいわきや郡山に住んでいただき、その後戻れる方から富岡に戻っていただきたいと思います。

3つの富岡にはそれぞれ町の木、花、鳥の名前をつけ、富岡をさくら富岡、いわきをつづじ富岡、郡山をせきれい富岡とし、これらの富岡に住むことで、富岡への思いを持ち続けていただきたいと思います。整備目標年度については、さくら富岡が平成28年度、これは医療介護施設や商業施設、行政機関等の整備には今後相当年数がかかると見込んで、5年間をとってございます。つづじ富岡とせきれい富岡については、現在の仮設住宅の満了日が延長して26年3月となったことから、現段階では26年度としたものです。

7ページをお開きください。サテライト計画の実現には、双葉郡の連携が重要であること、居住地の決定に当たっては、今後実施するアンケートによって最終的に決定することとしております。

8ページをお開きください。第3章の重点事業でございます。復旧、復興を図る前提条件として、明確な帰還時期、公平な全損財物賠償、もとの生活に戻るまでの生活資金の補償の3つを国に求め、その上で5つの重点事業を挙げました。1、除染なくして復興なし。2、インフラなくして復興なし。3、雇用なくして復興なし。

4、健康管理なくして復興なし。5、きずななくして復興なしでございます。

まず、除染については徹底して行い、町内等の生活拠点、さくら富岡を追加被曝線量年間1ミリシーベルト以下になるように目指すという考え方のもと、日常生活圏や農地、山林の除染、町内放射線量測定、調査結果の公表、仮置き場の検討、整備等を、それからインフラ復旧では災害公営住宅の建設、道路、橋梁、上下水道、電気、ガス、常磐線富岡駅の移設整備、津波被災地の防災緑地、高台移転、曲田区画整理事業の見直し、商業施設の復旧、再開など、9ページ、10ページに記載しているとおりでございます。

雇用の確保については、11ページで次世代再生可能エネルギー企業誘致、国、県の協力による研究機関の導入、被災農地の有効利用や転換に向けた実験などを記載しました。なお、雇用については、政府が一丸となってあらゆる施策を総動員することが必要であり、再生可能エネルギー等についても、国家プロジェクトとして先導的作業の充実を図る必要があると考えております。

健康管理では12ページで、医療、介護、福祉施設は双葉郡全体の問題として、国、県に要望していくこと。医療、福祉施設の整備、医療、介護、在宅支援サービスの提供、子供の健康を守るための保健、医療サービス強化など。きずなづくりでは災害公営住宅の中に顧問スペースをつくり、サロンを設置すると。離れていても情報を共有できる仕組みの構築などについて記載しております。

次に、13ページから15ページにかけては、町外のつつい富岡、せきれい富岡の整備について記載しております。町外にあっては、双葉郡が連携することが大切で、まずは施行時期の調整が重要となると考えております。現在各自治体の進捗状況はまちまちで、候補地がほぼ決まっている自治体、場所も時期も未定の自治体などがあります。双葉郡が同一時期にまとまって要望することが実現の早道と考えてございます。受け入れ自治体との調整も重要です。受け入れ自治体は住民登録や課税についてどう考えるか。福祉、医療施設、学校、ごみの問題、火災対応など、今後協議して解決する課題が多数考えられます。また、整備する規模によっては国が国家プロジェクトとして先導して整備、調整するレベルの事業になる可能性も考えられます。

16ページからの富岡町の将来像に移らせていただきます。富岡町の将来像では、復旧期、復興期、発展飛躍期ごとに段階的整備について記載しております。ここで、発展飛躍期は今回の9年間の先の期間ということで記載してございます。

17ページの表を見ていただきたいと思いますが、まず24年度から27年度までの復旧期では行政拠点の再生、公共機関の再開、さくら富岡の整備、きずなの復活、海岸保全施設の整備、インフラ復旧、常磐自動車道復旧・開通という内容で、これについては19ページのA3の図の左上に図をイメージ化してあらわしております。

同じく、次に28年度から32年度までの復旧期は夜ノ森駅周辺の再生、JP富岡駅の移設に伴う新富岡駅周辺の拠点整備、新農業拠点整備、独自の特区制度による再生可能エネルギー、放射線医学関連企業・研究所誘致、常磐自動車道の複線化、主要地方道の富岡線の高規格化の内容としまして、A3地図では左下にイメージとしてあらわしております。

平成33年度以降の発展飛躍期では、沿岸部の広域観光拠点の形成、自然再生可能エネルギー供給拠点の拡大、富岡ブランドの創出という内容で、A3地図の右側にイメージしております。

○企画係長（小林元一君） それでは、引き続きまして第5章の施策事業についてご説明申し上げます。

それでは、20ページをごらんください。施策事業につきましては、基本理念や基本方針に基づき、1として帰町する町民への施策、2として当面帰町できない町民への施策について分け、必要な取り組みを9つ設定し、その9つの取り組みを大区分としております。

次に、21ページをごらんください。内容の説明の前に、施策事業についての構成をご説明申し上げます。まず、大区分は施策や事業を取り組む分野別の柱となります。その下に、上段枠の中の文書でございますが、これは大区分での取り組み方針となります。そして、中区分は大区分の取り組み方針を達成するための取り組みで、小区分はさらに中区分を達成するための細分化しました取り組みでございます。そして、施策事業につきましては、小区分を達成するための必要な施策や事業で取りまとめております。

それでは、帰町する町民への施策、大区分1、最優先での除染等実施の取り組みについてご説明申し上げます。ここでは、迅速かつ確実な除染及び原発事故処理、除染や復旧、復興に関する情報提供の取り組みにつきまして、中区分の取り組みが2つ、小区分の取り組みが6つ、施策事業を13事業で取りまとめております。

次に、23ページから25ページの大区分2でございます。大区分に雇用の確保と産業の再興、活性化の取り組みについてご説明申し上げます。ここでは、生活再建のための補償や支援、雇用確保の推進や新たな産業おこしによる活力再生に向けました取り組みについて、中区分の取り組みを5つ、小区分の取り組みを12、施策事業を29事業でまとめております。

次に、大区分3、都市基盤の整備の取り組みにつきましては、26ページから28ページになります。ここでは、双葉郡全域での連携を図りながら、安心で快適な生活環境、復旧、復興の取り組みにつきまして、中区分の取り組みを11、小区分の取り組みを12、施策事業を32事業で取りまとめております。

次に、29ページから32ページの大区分4、住宅再建と生活環境の再生向上の取り組みについてご説明申し上げます。ここでは、早期に住宅再建が行うことや、防災、防犯対策、コミュニティー活動を展開することで安全、安心、快適な生活環境をつくる取り組みにつきまして、中区分の取り組みを8つ、小区分の取り組みを13、施策事業を42事業でまとめております。

続きまして、33ページから35ページの大区分5、健康福祉の再生、充実の取り組みについてご説明申し上げます。ここでは、放射線による健康被害に関する取り組みや子育て、医療、福祉サービスに関する取り組みにつきまして、中区分の取り組みを5つ、小区分の取り組みを6つ、施策事業を30事業で取りまとめております。

次に、36ページから37ページの大区分6、教育、学習の再生、充実の取り組みにつきましてご説明申し上げます。ここでは、将来を担う子供の教育環境の充実や生涯学習の取り組みにつきまして、中区分の取り組みを4つ、小区分の取り組みを6つ、施策事業につきましては、13事業で取りまとめております。

次に、38ページをごらんください。ここからは、当面帰町できない町民への施策をまとめております。大区分7といたしまして、住宅、生活再建と生活環境の向上

の取り組みについてご説明申し上げます。ここでは、町外で快適に居住できる取り組みや、町内に所有する財産などの保全に関する取り組みにつきましてまとめておりまして、中区分の取り組みを3つ、小区分の取り組みを5つ、施策事業につきましては、18事業でまとめております。

次に、40ページから41ページの大区分8、健康福祉の町づくりの取り組みについてご説明申し上げます。ここでは、町外に避難されている方につきましても、医療や福祉サービスの確保ができる環境づくりの取り組みにつきまして、中区分の取り組みを2つ、小区分の取り組みを2つ、施策事業を11事業で取りまとめております。

次に、42ページの大区分9、学習教育の町づくりの取り組みについてご説明申し上げます。ここでは、町外に避難されている子供たちにおきましても、充実した教育環境を確保できる取り組みにつきまして、中区分の取り組みを1つ、小区分の取り組みを1つ、施策事業につきましては4つの事業で取りまとめております。

以上で第5章の政策事業についてのご説明といたします。以上です。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりました。

大ざっぱな説明ではありますが、皆さんに資料をあらかじめ配付しておりますので、これよりご意見を承りたいと思います。ありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 19ページのあれを見てほしいのですけれども、復興期という図面の中で、富岡町はまだ公式に発表されないまでにも長期困難区域というのが設定される可能性が大きいと思うのですよね。にもかかわらず、5年目から⑧北部地域再生ゾーン、この辺をこれだけとともに全部再生するというようなことを表記してありますけれども、これは現実的な話ではないのではないかというふうに思うのですよね。やはり夢とか希望も若干はいいのですけれども、これは私は余りにも現実とはかけ離れているというふうに思うのですよ。

それから、もう一つは、何ページか前のほうで、それから町長が前からおっしゃっていますけれども、年間1ミリシーベルトの被曝を目指すと。何年でそれを目指すのか。何年かかるて1ミリシーベルトを到達するのかということで、それと関連するのですけれども、では町長は幾ら、年間何ミリシーベルトになつたらば帰還宣

言するのかと。とりあえずその3点をまず確認したいと思います。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） まず、1番目の19ページの復興期によります7番、8番の計画についてでございますが、一応復興期については5年以降という形で計画をしてございます。復旧期につきましては、帰還困難区域同等という形で現在国のはうには要望していますが、低線量地区という形になりますので、とりあえず復旧期にはある程度のインフラ整備ができるだろうと思っています。復興期につきましては、それ以降32年の間に計画ということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

続きまして、1ミリシーベルトということでございますが、とりあえず国のロードマップの中では2年間、ことしと来年である程度除染をするということでございます。その結果を踏まえて、再度26年度以降も続けるということでございますので、その結果、それから今後示されるであろう国からのロードマップを検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この1ミリシーベルトは何年後に実現するのか、あるいは何年後に帰町できるのかというような質問だと思いますが、これについては国のはうで、除染をした場合のロードマップというのをまだ示しがございません。この間は自然減衰の場合、これは全協でも申し上げましたが、過般の3大臣のときに資料はいただきました。それにつきましては、現在の20ミリの場合は5年後には5ミリ、それから50ミリの場合は5年後には20ミリ以下になるという、こういう推定をされたいわゆるグラフが明示されました。ただ、そこで結局除染、今回モデル除染を何所かやりましたけれども、それを分析、検証して、これを基礎にしてこれから本格的な除染についてのロードマップを示したいということについては、まだ示しがございません。今作業中と聞いています。ついこの間も復興庁にお邪魔して、これについては今作業中でございますので、まだデータが出ていませんということです。基本的にはこの間も申し上げましたが、1ミリを目標にすると。賠償にも結局連動しますが、あくまでも5年間の中で限りなく1ミリに実現できるよ

うなエリアを確保したいという考え方でございますが、まだ国からの正確なシミュレーションというのですか、ロードマップができていませんが、ここでここまで答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 課長、さっき課長の答弁で、私別に復旧期のほうなんて聞いていなのですよね。これは大体妥当だと思うので、復興期のほうなのですよ。結局今の町長の説明ともそうすると若干今度矛盾するところが出てくるのですけれども、ですから北部地域再生ゾーン、平たく言えば夜ノ森駅の西も東も、ずっと海つ端まで、これがですから5年目から4年、5年間かけてこういう使える土地になるよというふうにこの図面は示しているのですよね。これはですから私は現実的ではないというふうに言っているのです。

それで、あとこの年間の被曝線量の話ですけれども、確かに富岡町のあれをどこの業者が、ゼネコンが請け負うのかわかりませんけれども、やる方法、それから金のかけ方、それによっては相当低減することもできるし、できない場合もあると。ロードマップ的には今町長がおっしゃったように、国との兼ね合いもあるのでしょうかけれども、町長の考えは、では1つだけ確認しておきますけれども、今後とも年間1ミリシーベルトにならなければ帰還宣言はしない、帰郷を促さないという町長のお考えだというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 基本的にはそういう考え方で、賠償と運動しながら国と今交渉しています。ですから、あくまでも1ミリという基本については、今後も目標値として、これからもしっかりと国に対して基本路線を示していくということに、きのうも議長会議等、町村会の意見交換にもいろいろ議論がありました。基本的には1ミリという考え方方が大体総じて、多数でございましたが、富岡町としては一貫して今まで私は1ミリという目標を各ミニ集会でも申し上げていますし、これについてはあくまでも固定観念として今後もとらえていただきたいというふうに考えています。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 1点目の⑧が現実的でないと。小良ヶ浜地区については、帰還困難区域になると。おおよそなるだろうという形のもとで、現実的ではないのではないかということでございますが、実際放射線の自然減衰を見ても、5年以降になればどのくらいになるかというのは、今後多分はっきりと出てくると思います。あくまでも32年までの計画ということでございますので、大きな形で現在考えております。ですから、今後出てきた段階で、本当に入れないという形になれば、それはある程度修正はしなければならないとは思っていますが、今のところは32年までの間ということで考えておりますので、大きな形で計画をしてございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 町長のほうは了解しました。

課長のほうの話ですけれども、あなたはあなたの立場でそう言いたがるのはわかるのですけれども、もっと現実的にとらえて、物理的減衰なんていうのは今現時点だって計算できるのですから。今だって10マイクロ近く、もしかホットスポットによっては超えているところがあるのですけれども、それを含めて、ちょっと言葉のあやで32年までの5年、トータルで9年間といいますけれども、これだけのゾーンをやる場合に、9年目、1年間で何ぼもできませんよね。ですから、そういうちょっとまやかしみたいなことを言わないでほしいのですけれども、この5年間の間に徐々にやっていくということな考え方だと思うのですけれども、ただいざれにしてもこの限られた部分は、もし今計算してもらえばわかりますけれども、どう考えたって減衰しませんから。基本的に長期困難区域に関しては、国のほうはもう除染をしないようなことをマスコミを通じて言っていますよね。であるのですから、富岡としてももっと現実的な考え方でこういうものを示すべきだと。でないと、また町民混乱しますよ。おれたちのところも、では最悪9年ぐらいで帰れるのかと。ですから、こういうものを形のあるもので示す以上は、できるだけ完璧にとは言いません。いろんな不確定な要素がいっぱいありますから。でも、これは余りにも現実離れしているので、もう少し現実的な点からとらえて示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 議員のおっしゃるとおりだとは思っております。ただ、大きなゾーニングという形でとらえていましたので、これについては再度検討させていただきたいと思います。今後そのご意見を参考にしながら、再度検討ということでお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） せっかくつくっていただいた素案ですけれども、これはあくまでも素案だろうと思うのですけれども、なかなか現実的には厳しい素案かなということで私は考えております。

それで、町長に私3点ほどお話をされておきたいのです。1つは、先般宮城県の若林区というところ、大分震災の津波でやられたということで、1,706世帯を高台に集団移転をするということで、これは571億円かかると。その7割が国の負担だということなのですね。これが1つ。それを頭に入れておいていただきたい。

それから、昭和20年の8月6日に広島に原爆が落とされましたけれども、あのときに広島市の北に北広島という町があったのだそうですね。広島市立病院の院長がこのままではもう全くだめになるということで、いろいろ国、北海道に交渉して、それで北海道の千歳の北40キロ、札幌の南60キロに今、これは地図見るとわかりますけれども、北広島町というのがあるのですよ。これはこの広島県の北広島町がそっくり移転しているのですね。当時2,000世帯ぐらい移転しているのですよ。これは当時の人に聞くと、一番世話になったのは旧国鉄に世話になって、旧国鉄がなかったらば移転できなかつただろうけれども、国鉄のおかげで移転できたということなのですね。

それから、3点目が私今ここ1週間前にいわき市に来ましたけれども、私1年間大変親しくお世話になった西郷村の佐藤正博村長、これは遠藤町長とは非常に親しいような話をしておりました。私は町村会で遠藤町長には大変かわいがってもらっているのだということで、遠藤町長が言うのであれば、市の中に町をつくるなんていう話だったらば、西郷に来てほしいと。あそこには大正時代から国の政策で、今

でいう農林水産省が軸となって、西郷村のところに馬、牛、豚、ヤギ、羊、鶏、そういうものをつくる家畜改良センターというものをつくったと。それで、そこは今何にも使っていないと。ただ、そこを管理する事務所だけあって、職員もそこに常駐していると。そこには1,000兆歩の土地がそっくりあいているのだと。そこに富岡の町長が私に何とかしてくれと言えば、私は農林水産省にかけ合って何とでもすると。だから、そういう考え方あるかどうか、遠藤町長にはよく伝えてほしいという話があったものですから、その点をひとつお含みをいただきて、今後参考にしていただきたいと、こんなふうに思います。

答弁要りません、議長。

○議長（宮本皓一君） 答弁要らないそうですから結構です。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 6ページの基本方針のさくら富岡、目標28年度とありますけれども、富岡町内の低線量地区、先ほど町長のほうから5年間は賠償の絡みもあるので帰町しないというような考えがあるようなので、これは28年度までに富岡町の低線量に災害復興住宅をつくるというのは、賠償の絡みを考えればちょっと無理があるのかなというふうに思うのですが、その点ちょっと教えてください。

あとは企画のほうではどれくらいの人間が戻ってくるというふうなことを予定してこういったものをつくったのか。富岡の町民全員が戻ってくるということを想定しているのか、3,000とか5,000くらいを想定しているのか、その辺大体その想定で結構です。

あと教育長にもちょっと質問させてください。子供を預かる立場として、年間1ミリシーベルトは私は死守すべきだと思うのですが、この年間1ミリシーベルトは、時間に換算して何マイクロを教育長は考えていますか。そこをあと返事ください。

あともう一点は、富岡町の将来像の中に、23ページですけれども、原発に頼らない新たな産業基盤の育成ということあるのですが、原発に頼らないということをこれから目標にするということであれば、第二原発は当然運転を認めない、そういう富岡町の方針として受けとめていいですか。その辺返答してください。お願いします。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） まず1点、基本方針のさくら富岡の28年度目標ということでございますが、現在考えておりますのは、先ほど町長が言ったように帰還が5年以降という形のもとで、その間に低線量地区という形で除染等をすれば、ある程度1ミリ以下に戻るということを考えて、とりあえず28年度に目標を置いて5年以降、それ以降29年度以降に戻りたい人という形ですね、津波被害のあった町民、それから高線量で戻れない方、それからいろいろな問題があって自宅には戻れない方を対象として、現在さくら富岡を建設するということで考えてございます。

続いて、人数の想定でございますが、現在は何もございません。今後賠償の基本方針等が出た段階、ある程度の条件が出た段階でアンケート調査、町民の意向調査を実施いたします。それによって何人くらいかという形をはっきりとしていきたいと思っていますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 教育長。

○教育長（庄野富士男君） 1ミリシーベルトがどのくらいと認識しているかというご質問ですが、年間20ミリシーベルトを換算しますと、文科省で出しているのは毎時3.8マイクロシーベルトと認識しております。それから計算しますと、年間1ミリシーベルトは毎時0.19マイクロシーベルトと私としては認識しております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 大変4番さんの質問は難しい質問ですが、基本的には原子力発電所に依存しない今後の雇用の創出という基本的な考えには何ら変わりありません。今後はやはり全国的な今までの動きから現在の動き見ても、これはもう原子力に依存する時代ではないというふうに私は受けとめてございます。しかばどういう雇用の創出するかということについては、基本的にはエネルギーのやはり供給基地には位置づけは何ら変わらないと、こういうふうに考えております。そういう意味では、再生可能エネルギーあるいはまた加えてその他の新エネルギー等々の研究開発とか、あるいは生産の拠点の集積とか、そういうものも常に訴えてございますが、そのほかはやはり郡内の線量の低いところにおいて、段階的に雇用の大変多

く受け入れるような、そういう生産のできるような企業の誘致を考えていくべきであろうというふうに考えてございます。

それから、あとは廃炉対策において、40年ぐらいかかると言われていますが、当然廃炉という作業については、研究機関も必要だろうし、あるいは人材育成機関も必要であろうし、これは国際的な技術を集約して、これは対応せざるを得ないと思います。そういう関係で、いろいろな関連的なそういう企業というものは、必ずそこには必要になってくると思います。そういう形の中でも、地元雇用というものの機会はあるのかなというふうに考えていますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今回答えていただいた3者にまた順番でお願いします。

企画課長ですけれども、今後アンケート調査をされるということで、その調査の結果によって、この基本方針、災害復興計画の素案が根本的に変わってくる可能性が、例えば3,000とか5,000であれば、変わってくる可能性はあるのでしょうか。

あと教育長なのですけれども、教育長が言う文科省が3.8マイクロシーベルトが20ミリと、これを単純で20で割って0.19、これはわかるのですけれども、教育長としての立場で子供の健康被害、低線量被曝、そういうものを考えたときに、その0.19というのはあくまでも文科省が決めた計算方式の0.19なのです。これの0.04、自然界の放射線を足して0.23、これが今環境省が言っている数字なのですけれども、それを教育長は認めるのですか。それとも国際標準、国際標準でいうと0.11が1ミリなのです。それに0.04を足せば0.15、これが1ミリなのです。これは後々の賠償にもかかわりあることなので、きっちり答えてもらいたいのだけれども、文科省で言っているもので正しいと思うのか、いやそれにはちょっと疑問あると思うのか、その辺をお答えください。

あと町長なのですが、町長の言っている意味も私も理解できますけれども、やはり町の基本的な考え方ということで、原発に頼らないということであれば再生可能エネルギー、といった方向に雇用の創出を求め、原発のほうには廃炉で入るのは年配者はいいと思うのですけれども、将来ある若者が廃炉作業に携わるというような

雇用の創出は余り好ましくないと、そういう考え方でやってほしいということで、この3者に1点ずつご回答をお願いします。

○議長（宮本皓一君）企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君）1点目のアンケート調査によって根本的に変わることがあるのかという点でございますが、基本的には調査の結果によりますけれども、今のところは富岡町に帰りたいという方もおります。中には帰らないという方もいっぱいおります。それらをつかんでおりますので、その結果によって根本的に変わるのかと言われると、なかなか変えることは難しいと思います。ただ、津波被害に遭った家庭もありますし、町内に戻りたいという方もおりますので、その辺の結果を踏まえながら今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）教育長。

○教育長（庄野富士男君）放射線量についてどの程度だったらば安全、安心なのかという多分ご質問と私は受けとめました。それで、私の立場としては、やはり国の基準が出されている文科省からの基準をよりどころにはしたいと思っております。ただ、安藤議員おっしゃるお気持ちは、私は理解できるものもあります。つまり親さんの立場に立ったときに、例えば小さいお子さん、乳幼児を含めて、これから長く生きていく、これからのお供のことを考えると、本当に限りなくゼロに近づけるのが一番理想だとは思います。ただ、それがどこら辺までが許容できるのかということについては、私が何ミリシーベルトは大丈夫ですと言える立場ではありませんので、私の感じとしてはやっぱり限りなくゼロに近づける、自然放射線量がありますけれども、こういった被曝している状況でどうなのかというふうに考えたときには、やはり低いのにこしたことはありませんので、これから先そういった推移は見詰めていって、例えば学校再開のときにはここまでだったらばご理解いただけるのではないかとか、そういった数字は私なりにも文科省の基準あるいはそういう国際の基準を見て判断したいと思っております。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（宮本皓一君）町長。

○町長（遠藤勝也君） 先ほど私廃炉に対する人材育成研究機関等々のお話でございますが、私のイメージとしては、あくまでもサイト外、管理区域以外のいわゆるそういう拠点施設がある周辺に恐らくそれに関連したもうもうが必要であろうし、できてくるのであろうというふうに思いますので、その辺ちょっとご理解、だからプラントに対する作業員というイメージでなくて、周りの研究機関とか、そういうところにも必ず雇用の創出はあるのだろうというふうの、そういうイメージを描いての話でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 教育長にのみ質問させてください。

今現在教育長は、先ほどの話だと文科省からと言わされて、国の言うことだからって、国がこう言えどというお考えなのか、国はこう言っても私はこう思っているという考え方なのか。やはり子供を預かっている身として、富岡町においては幾ら文科省がこう言っても、教育長個人はこのレベルまで線量が下がらなければ学校は再開しませんよという数字を今お持ちでしたらば述べてください。

○議長（宮本皓一君） 教育長。

○教育長（庄野富士男君） 今何ミリ以下であれば学校再開というまでの数字は、正直申し上げて私自身は持ち合わせておりません。といいますのは、いろんな私なりにも放射線量については、書籍あるいは新聞報道、テレビ報道等で現在勉強しているところです。いろんな意見があって、本当にどれが正しいのか、本当に安心できるのはどういう数字なのかということについては、さらに私なりに検証を重ねて、学校再開、現在三春校では学校再開はしております、現在の数量は、私が今把握している限りは校庭、あと校舎内、大体0.1から0.3程度であります。ですから、あと三春町の平均が年間で1.29です、累積ですね。ですから、これが本当に保護者の皆さんあるいは親さん含めて子供たちが安心して生活できる、あと学校教育活動ができるというのは、はっきりとは何ミリなのかなというのは本当に迷っているところです。ただ、議員おっしゃるように学校を預かる、子供を預かる者として、やっぱり確固たる数字はある程度は持つていなくてはならないなとは思っています。ですから、そのよりどころとなるのはやっぱり国からの基準なわけでありまして、

それを信じるのかと言われると、本当に大丈夫かなというところも正直今までの経過、国の対応とか文科省は変更していますよね、3.8を3に変えたりとか。だから、そこら辺はどうなのがありますので、やはりそれは専門家の判断を十分尊重して、私なりに判断したいなと思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 若干今のに関連することなのですけれども、今のお話で、年間1ミリシーベルトで0.19マイクロシーベルトということで、先ほど町長のお話にもありましたが、除染をしないときの減衰ということで、実は20年後でも富岡町は濃いブルーということで、1ミリ以上5ミリ未満というシーベルトの毎時ということで出ております。この計画の中で、もう既に第1段階でインフラ等の復旧整備のところで17ページ、ほかにも出ていますが、一番わかりやすいのが17ページなのですけれども、将来像、第1段階のところでもう既に学校等ということで、インフラ等の復旧整備ということが出てきております。20年後、1ミリシーベルトから5ミリシーベルトの区域であっても、今の除染の現状で5年後にそこまでいけることが実際どのぐらい確率としてあるのか。ないのであれば、この復興計画は、学校に関してはきっとその後のことを考えて、復旧期に学校を復旧するということではなくて、サテライト式のほうのところにも学校のことは出てきて、教育の再生、充実ということは出ておりりますので、サテライトのほうで学校の教育、充実ということをきっと充実していくという方向性で考えていかないと、本当に絵にかいだもちになってしまふのではないかという気がありますので、その辺のところの1ミリということがこの20年で現状の除染の状況での可能性と、この復旧期に学校をインフラ整備するということの意味合いがどういうことなのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） 17ページ、インフラ等の復旧整備の中に、インフラ等の復旧、括弧の中に最後に学校と書いてございます。これは委員会の中で、とにかく年間1ミリシーベルト以下を目指すといつても、少なくともこの復旧期に予

供たちを帰すことは当然できないだろうという意見でした。しかし、その学校の復旧に向けて、全く何もしないのではなくて、できることを少しでもやりたいというような意気込みの中で出てきた意見で、学校というものを入れさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） この復興計画というふうになって町民の中に出でますので、意気込みだけでここに書いてしまっては、ここで見ればもうインフラの復旧整備はここにしか学校という言葉は、括弧書きとしては、大きなまとめてあるものでは出てこないわけですね。これでは、小さな子供を持っている親御さんは当然ここで学校帰すのかというふうに思ってしまう可能性もありますし、どう考えても復旧期で学校を再開するということは無理だというふうに今の話を、前の安藤議員の話を聞いていても思います。であれば、やはり復興計画という言葉を使っている以上は、ここは余りにも意気込みだけではなく、現実的に不安がないような形をとっていくことが正しいあり方ではないのかなというふうに思いますので、再度お答えをお願いいたします。

○議長（宮本皓一君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） この計画の実は3ページ、ここに復旧期についての定義といいますか、どのようなことをやるということを書いてございます。ここでは、町内に安心して帰郷をすることができる区域の環境を整えるためにインフラの復旧を集中的に実施すると。ここでは当然帰郷するということは考えてはございませんが、しかし今3番議員がおっしゃる意味十分理解できます。確かに17ページで復旧期の中に学校と入れておくと、この復旧期で何かもう帰るようなことになってしまふのではないかという親御さん的心配、子供自身もそうだと思いますが、そういう心配も考えられますので、ここについては再度書くのが妥当なのかどうかということはもう一度策定委員会のほうで検討したいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ぜひお願ひしたいと思います。

それから、もう一点、このサテライト事業の中で、災害公営住宅の建設の整備ということがあるのですけれども、サテライト公営事業は26ページで、目標が平成26年というふうになっているわけですけれども、この災害公営住宅の建設に関しては、一戸建ての災害公営住宅を考えているのか、共同住宅の災害公営住宅を考えているのか、その方針はどちらで考えているのかというところをちょっとお答えください。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 災害公営住宅に関しましては、現在のところとりあえずアンケート調査をやってという形になりますが、基本的にサテライト計画の場所、いわき市、郡山市さんとの場所の広さと面積等を踏まえながら今後検討していくという形になるかと思います。基本的にはあくまで富岡町に帰るまでの間という形で、5年になるか10年になるかわかりませんけれども、できるだけ住環境のいいような形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ほかに。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） まず、3ページの当面帰町できない町民というのの中に、町民が快適という中のインフラ等の整備と書いてあるのですが、一応前のその3ページのほうの上のほうに災害公営住宅等と書いてありますが、この公営住宅のことをいっているのか、それとも実際的には帰れない人も借り上げ住宅そのまま住む方もいらっしゃると思うのですけれども、借り上げ住宅に対してインフラというのは該当するのかということと、この後4ページのこれ番号でいうと16番の後から17番のわきに、双葉郡町村等の広域的な視点でということで出ているのですが、もうほかの町村ではこういう形の計画案の中に広域的に一緒に組んでやるという形の話はもう出ているのでしょうか、済みません。

それと、あとその次のページの、6ページの理念の3の居住者での生活不便の軽減という中の不安感という部分ですが、実際的な不安感というのは全体的に見てい

ると思うのですが、今も実際的に借り上げ住宅なんかではいろんな情報等のことでの精神的、肉体的に不安な方がいるわけですので、実際的にこれ以上なものを解消した後に、実際的に町としては精神的も含めて不安感を解消していくのか、この方法がちょっと大ざっぱかなというのがわからないので教えていただきたいということと、あと28ページの町外の一時居住地整備の中における双葉地域……これは施策のほうの広域的な課題を解消するための中のまず1の町外の一時居住地整備における双葉郡地域全体での助成ということで、実際的に双葉地域とということは、さっき言った関連を持ってこれから一緒にやっていくということを意味しているのかということと、あと済みません、長々申しわけない。

あとその教育のほうなのですが、実際的に教育のほうで学習教育町づくり、9番の中の魅力的特徴ある子供たちの教育を行う環境を充実ということなのです。その魅力的で特徴ある子供たちの教育を行うというような中の特徴ある魅力的なというのは、これからどういう形を持っていくのか、これは教育長にお聞きしたいと思う。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 5点くらいあったのかな。

企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） それでは、1番目から3番目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の3ページ、当面帰町できない町民のさらなるインフラ等の意味ということでおろしいと思いますが、これについてはさらなるインフラという意味は、これは災害公営住宅がさらに需要があれば、この建設ということも考えられます。それから、医療や介護施設、こういうものについてお世話になる自治体と協議をしていく中で、そういうものをつくるということが仮にできる場合あるいは双葉郡で共同で学校など、小学校とか中学校、そういうものを例えばここでつくるようなことになるようなことも含めて、できるのであればそういうものを含めてインフラ等を整備するという意味で書いているものでございます。

それから、4ページの17行でございますが、なかなか各町はそれぞれ進捗状況が違いまして、広域的な視点のもとに施策、例えば新たな町外の居住地ということに

ついても、各町それぞれ進捗状況が違いまして、すべて統一されているわけではございませんが、例えば大熊町等については、意見も交換するようなこともございまして、やる場合は一緒にやりたいなというような話も出ているのは事実でございます。担当者レベルでですが、あとほかの町でなかなかまだ何も決まっていないというところもございます。

それから、6ページでございますが、居住先での不安の解消を図ります。ここについては、今特に仮設住宅については、なかなか暖房をとるのも大変で、あるいは結露の問題等、いろいろ長く生活するには大変な状況だと聞いております。民間借り上げ住宅においても、なかなか生活が厳しい状況もございまして、そういうことを災害公営住宅を建てて、これで災害公営住宅は当然基礎もしっかりして、一戸建てになるのか中層の集合住宅になるのかはまだ決まっているわけではございませんが、必ず生活環境が向上して、しかも災害公営住宅にはできれば例えば行政区ごとの割り振りなどできれば一番やりたいですし、そういうコミュニケーションの場としてもサロンをつくったり、そういうことも当初から計画していくことによって、不安などはこれまでよりは解消していけるのかなと考えております。

以上、3点。以上です。

○議長（宮本皓一君） 教育長。

○教育長（庄野富士男君） 教育関係についてのご質問にお答えします。

42ページの9番の学習教育の町づくり、これについては先ほど説明あったとおり、富岡町外といいますか、県外までも含めて避難している方への取り組みということあります。

それで、議員のご質問は、魅力的で特徴ある教育というのはどういうことなのかということだと思います。これについては、教育関係は13ページの18行目に、小中学校については云々と書かれております。これとも重複しますので、あわせてお答えします。イメージとしては、現在三春校には幼稚園、小学校、中学校の機能があります。ですから、将来はサテライトの計画ともかかわるのですが、やはり幼小中、一貫した教育ができるようなことを今イメージしております。さらには富岡町は中高一貫教育で富高との連携でやっておりますので、あわせてこれらの県の事業との

すり合わせも必要になりますが、中高一貫、そういういたいわゆる県の教育委員会がやっているサテライトとも連携をしていきたいなと思っております。いずれもこの構想は富岡町単独ではなく、やはりこれからは郡を、1つになるか幾つになるかはわかりませんが、郡の町長の意向はもちろんそれに従いまして、あと教育関係でできるところは共同で話し合いのもとにというか、そういうことで考えております。

ご理解いただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 28ページの3の6の1の1、町外の一時居住整備における双葉郡全体での調整連携ということでございますが、先ほどおっしゃいましたように、1町でいろいろな施設をつくるというのはまず無理なことだと思っております。7ページもありますように、広域的な連携の中で、病院といいますか、医療施設、介護施設、商業施設といいますか、生活関連サービス等の施設も考えた上で、各町双葉郡が連携してやっていくべきだろうということで考えまして、ここに挙げてございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） この時計で3時10分まで休憩をします。

休 議 （午後 3時00分）

再 開 （午後 3時10分）

○議長（宮本皓一君） それでは、再開をいたします。

5番については、いいですか。

○5番（宇佐神幸一君） 了解いたしました。

○議長（宮本皓一君） わかりました。

ほかに。

7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 前の4番議員との関連でございますが、1つは、例えば町では現在富岡町民が一律補償ということを町民の合意も含めて主張しております

が、現在の段階におきましては、向こう5年間、町として帰還宣言をしなければ100%補償になるよということでございますので、少なくともこういう計画をいただきましても、現状におきましては向こう5年間は帰還宣言はできることになっております。その辺ます1点。

あともう一つは、サテライトとかそういう考え方でございますが、これは仮の町とかそういうこととも関連しますが、まず現在の自治法において、現在は特例措置において1年後というふうになっておりますが、例えばいわき市にそういうものをつくった場合、選挙におきましてはいわき市長選ばないで富岡町長を選んで、それでいわき市に……住民が。それで、税金を納めないで富岡町のほうへ、そういうことが現在の自治法上で可能なのかどうか。例えば時限立法で、これは政府に5年とか10年の期間で時限立法をつくってもらえばその辺はクリアすると思うのですが、その辺、その2点お願いします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 賠償の一律ということについては、この間全員協議会で皆さんのご理解で全会一致で我々の考え方で、今後国に対応するということでご理解いただきました。全くこれは今も同じ考え方でございます。国と、その後は1回折衝はしてございますが、若干の我々主張しているものについては、考え方については若干の前進はございます。しかし、いろいろな財物の補償とか、額の問題等については、新聞などでも出ていますからご案内のとおりでございますが、その算出基礎とか、その問題については我々の考えているよりもはるかはるか低額でございますので、まだまだこれから合意に達するのはほど遠いというふうに考えています。基本的には5年という考え方でいけば、帰還困難区域と同じ考え方で一律ということになろうと思いますが、ただその中には当然50ミリ以上についてと、あるいはそれ以下の区域については、それなりの中身の精神的な問題とか、あるいは物質的な物理的な問題とか、それぞれ差異はあるというふうには考えていますが、基本的には5年間の中でいろいろと除染の問題、さっきいろいろ1ミリとか何かということを考えると、5年間は黙ってかかります。それから、鉄道や道路あるいは上下水道等々についても、完全に復旧、復興するには5年以上はかかると考えると、

やっぱりできるだけ万全の体制で町民の帰還宣言をしたいなというのが私の気持ちでございます。

ただ、国の考え方としては、今後の自然減衰と、あるいはもっと積極的にスピードアップして、除染を進めることによって、想定以上にもっと線量が下がるだろうという、そういうシミュレーションも何か言い始まつたので、今後これについてはあくまでも5年という1つの考え方には何らいしさかも変わらないということでご理解いただきたいと思います。

それから、これは私も専門的なことわかりませんが、サテライトにおいてのもし仮の町をつくった場合については、相手先の自治体でのいろいろなご支援とか、またご迷惑をかけるわけですよね。いろいろな医療や福祉や衛生関係、ごみ関係とか、そういう環境面とか、そういうもうろもろ考えると、やっぱり負担金の問題出てくるわけです。しかし、きのうも町村長の集まりありました。この件について、浪江の町長のほうから、ある大学の教授のある程度のアイデアというのですか、確認作業の資料を見ましたら、自治法を変えるとこの仮の町についてのあれは法的になかなか難しい、現時点では。そういう状況ございます。しかし、今後特例的な法の改正等があることによって可能になるとは思いますけども、その段階では、今の段階では何とも言えないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 町がありまして、そこにサテライトとか復興とかが進むわけでございますので、これは全く基本中の基本ですので、町長がここで答弁はできないと思いますが、双葉郡全体でちゃんと時限立法してもらうなり、しっかりした法的根拠に、皆さんに説明できるような、そういうことは努力していただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この件については、国、さらには県のほうで、こういう自治法の問題とか、あるいは今後のほかの自治体との一緒に仮の町構想とか何かに参加して、1つのエリアを確保するとか、そういうのを今県の復興の担当局でやっていきますので、これについて我々は指導を受けながら今後対応していきたいと思いま

す。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） それから、例えば一括補償ということにつきましては、町民の大部分が議会も含めて、そういうことで一致しておりますので、ところが先ほどの全協などの説明にありましたとおり、20から50と、50以上ということは、現時点におきましては、国は一歩も譲っていないわけですね。そして、抜け道といいますか、5年以上たてばすべて全損とみなしますよということでございますので、例えば双葉郡全体がまとまって、5年たたなくとも全損とみなすような仕組みにするとか、あるいは向こう5年間ではなくて、去年の3月11日から数えて5年にしてもらうとか、その辺町長最大限努力をお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 答弁はいいですね。

それでは、2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 1点だけ質問させていただきます。

この計画は、富岡町災害復興ビジョンをもとにしてつくられているものだと思うのですけれども、この災害復興ビジョンの中に、町づくり会社の設立というのがありました。今回の計画を見させていただくと、一言もちょっと書いていないような気がするのですけれども、それから今年度の事業計画の中にも町づくり会社に関して予算化されております。ということで、なぜ消えてしまったのかを教えていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 町づくり会社、確かに復興ビジョンの中で大きな1つの柱として成立した経緯がございます。当初町づくり会社を立ち上げ、推進しようということでの立ち上がり予算の措置をしておりました。ただ、そのときの状況というのは、5年は帰らないというような状況でもなかつたと考えております。2年くらいで一部町民が帰っていく可能性があると。そのときに帰りやすい、生活しやすい環境をつくってあげるのが町づくり会社の1つの役割というふうに確認とれています。

しかし、現状では少なくとも5年は帰れない状況にあるという現状でございます。

そうしますと、町づくり会社を立ち上げて、町づくり会社がやっていく業務というものが、現時点ではなかなか難しいという判断でございます。これがもっと先が見えてきて、帰還する時期が明確にわかつてきたときに、再度町づくり会社というものが、名称も含めて、役割も含めて、どういう形で町民の帰還をバックアップしていけるのか、支援できるのかということを考えてからでも決して遅くはないのではないかという判断に至っております。そういうことの計画踏まえて今回計画からはなくなっていますが、決してそれはなくなっているわけではなくて、今後またそういう状況を見て考えていくということで、この計画そのものが1次計画でございます。この状況が変化していくれば、すぐにまた部分改正等も含めありますし、ここにないからできないということにもならないでしょうから、いま少しこの状況を見きわめるべきだということでございます。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 理由については大体理解しました。ただ、ここに載っていないというのはちょっとやはり問題なのかなと。せっかくこのビジョン復興策定委員会で知恵を出しながら、町民が挙げたものでありますので、これから先こういう町づくり会社が必要だとか、そういうことは一言でも文言として入れるべきではないかと思います。

あと帰還して、また企業を立ち上げるに当たっても、やはり町民の意識としてそういうものがあればまた帰ってやろうという気にもなると思いますので、ぜひそういう言葉は、一言でも入れていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 企画課課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） 今の町づくり会社という言葉でございますが、実は23ページの雇用の確保というところで、言葉は若干変わっているのですが、中区分の2の1、小区分の（2）雇用確保の推進の中の①で、雇用の受け皿、仕組みづくりというのが、言葉をかえると町づくり会社に通じるものがあって、ここでは町づくり会社という意味合いでは書いてございます。しかし、確かに今言われたとおり、あのビジョンでははっきり町づくり会社という言葉を3つの重点というところで使ったものですから、それについてはもう一度書き方等を含めて検討させていた

だきたいと思います。

以上です。

○2番（早川恒久君） 了解しました。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） どれがどうとかいうことではないのですが、全般的にちょっといろいろ問題ありなのかなと思うのですが、まず6ページの理念3の当面帰町できない町民の生活の再建というところで、町民の中には個人の事情や放射線量に対する不安等となっておりますが、不安も確かにあります。ただ、長期帰宅困難区域で、国は50ミリ以上の場所には絶対入らせませんよという地区も富岡町には出ると思うですね。そういう意味合いから、やっぱりこういうところには放射線量が高いがためという文言もきっちり入れておかないと、何か放射能はみんな不安がつて帰らないだけなのかなというふうなとらえ方になりますので、ぜひその辺をきっちと入れていただきたいと思います。

あとはサテライトですね。さくら富岡は28年度に富岡町の低線量の地区に復興住宅なり何らかの形のものをつくって、帰りたい人には帰ってもらうということ。帰りたい人がいるという含みの中からそういう案が生まれるのだとは思うのですが、帰りたいというのは我が家に帰りたいのですよ。我が家には帰れないけれども、富岡町地内に行政が建物をつくって、そういうところでもいいから入れてくださいなんていう人は数少ないと思うのですね。だから、当初テレビ、新聞等で町長の口から出たのかなと思うのですが、近隣町村に災害復興住宅みたいなものをつくって、そういうところに住まわせたいなんていうこともテレビ、新聞で報道がありましたよね。だから、そういう報道の先走りであればしようがないとは思うのですが、町長の言葉から出たのかなと思いますので、ぜひ一度出した言葉は信念を持って最後まで持つていってもらいたいと思うのですよ。常に会議があるたびにぶれて、右に行き、左に行き、前に行き、後ろに行きでは、町民も大変だし、皆さんも大変だと思いますので、その辺のとらえ方をひとつお聞かせください。

あとサテライトでつつじ富岡ですか、いわき市内。せきれい富岡、郡山市内。やはりよその町村のいわきとか郡山とかってきっちりこういう文書に出すときには、

やはりそこの地方自治体に一話ししておかないと、仮の町構想でも大分議論ありましたね。いわき市長とか郡山市長、さっぱり寝耳に水だと、コメントできないと。そういうことになりますので、今製作中の文書であっても、やはりこういう文書をあらわすときにはせめて名前を出すところはきっちりあいさつして出さないと、後々尾が引くのではないかと思いますので、その辺の兼ね合いはどうなっているのか。

といいますのは、私のいわきにいますから、いわきのことは随分いろいろ耳に入ってくるのですよ。仮設住宅班の人たちから聞くと一番わかると思うのですが、仮設住宅班では今仮設をつくろうとして必死になってやっていると思います。随分苦慮しているような状況だと思われるのですね。といいますのは、やはり余り行政に協力してもらえないのかなと私はとらえているのですが、その辺の状況を教えていただければありがたいと思います。

あと駅舎の移転ですね。駅舎の移転にしても、駅舎の移転、津波でやられたから駅舎高台に移転しますよと。筋論だと私は思うのです。ただ、全体像から考えていった場合に、では駅舎を移転して、その後曲田開発をその後も進めていくということになっておりますが、駅舎を移転した場合に、曲田開発進める意味合いがなくなってくるのかなと思うのですね。それで、津波にやられたものですから、当然今度は津波にやられないところ、高台に移転しようと。それは私は逆だと思うのですよ。曲田開発を生かすのであれば、曲田もそうだし、富岡商店街もそうだし、岡内もそうだし、やはり駅舎は移転しないで、第2防波堤的に高くするのが私は筋論だと思うのですよ。そのほうがJRだって恐らく要望としては聞きやすい要望なのかなと思うのですよ。でなかつたら、駅舎移転するなんていったら、これもう不可能になっていくでしょう。JRだって今赤字でしょう。それで、国策でやるといったって、今現状を見た限り、国は何ら我々に手だてしてくれないですよね。補償問題、すべてに対して。避難してから、高速道路の無料化問題だって一部に限り。日本全国に散らばっている20キロ圏内の避難者、そういう人たちは、九州や北海道に行っている人たちは何ら恩恵が受けられないと。だから、そういう現実を見据えた場合には、余り甘い言葉で夢物語の文書を出されても、私も困るし、町民も現実困ると思うの

ですよね。そういう意味で、全体像としてどういうふうにとらえているのかをお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） まず1つ目の、私の考え方が随分ぶれているような話ですが、そういうつもりはないです。ただ、新聞その他で情報流れている。これはこの間の全員協議会でも、安藤議員から例えばという提言があって、それも選択肢の1つではないかという答弁しただけの話なのです。だから、これについてはまさにそういうことも視界にはないわけではないというか、いわきが、用地がなかなか大変難しい状況は皆同じ事態感じています。だから、双葉郡の線量低いところも、いわき民設も1つの選択肢の1つではないかということで、例えばの話ですが、では新聞は……後ろに新聞社たくさんいますけれども、結構大げさでなくてもかなり発信力があるものだから、だからそういうことで申し上げた話です。

それから、2つ目はいわき、郡山の両市にはもう事前の了解をしてございます。こういう計画策定の計画の中に、いわゆる災害復興住宅の2つの地域を一応素案として考えていますと。もし新聞来たらご理解をいただきたいということは、いわき市にも言っていますし、また郡山のほうにも私おとといかな、副市長に言ってご理解いただいてございます。

それから、JRの話は、決してこれは裏づけないわけではないのです。私は今度の東日本大震災で、駅舎が流出、線路も流出、しかもこの機会に思い切ってJRがあれだけの、富岡地区は大変カープの極端なスピードがダウンしなければならない状況の中で、この機会にもっともっと、要するに富岡から東京まで250キロあるのに3時間もかかるというのは、全国の各市だってそういう主要都市から余りそんな所要時間かかるところないです。この機会に思い切って線形の見直しをしながら、また曲田の区画整理そのものについての整合性をとるような、そういう線形の見直しもあってもいいのではないかということで提案をして、私なりにあのJRの支社長あるいはJRの本社にも行っています。

そういう中で、JRは赤字路線、確かに赤字路線ですが、ご指摘のように。これについては財源がないと言えばそうかもしれません、国交大臣のほうにも単独で

3月14日かな、行ってきました。非常に前向きで、それからはつきり申し上げて未曾有のJRの支社長あるいは東日本の本社等も動き出して、そしてまた仙台の整備局の運輸鉄道部長も即座間に来て、現地を見ていらっしゃいます。非常に具体的に動き出していますから、決してご指摘のような、そういう形ではありませんので、かなり前向きです。しかし、この常磐線のいわゆる鉄道というのは赤字だけれども、国としても重要路線ということで位置づけて、これはJRの東日本そのものも非常に重要な位置づけでありますので、今後警戒区域が解除になって、線量が下がることによって、それなりの具体的な計画はもう恐らく考えていらっしゃると思いますし、また町当局、県当局のほうにも水面下で協議はしていると思うのですよ。私なりにもそれは聞いておりますから。それは今後は新地のほうを先行して、こちらの双葉郡のエリアについては、放射線の線量が下がることを見きわめながら具体的に、用地の取得、調査、設計、それから工事というふうになろうと思いますが、そういうことで、それなりの裏づけがあるので、それはご理解いただきたい。

そして、また今の富岡駅、今現在のあの素案は何ですかというご指摘、津波のこれから防災、減災等々を考えれば今のところだっていいのではないかということは、私はこれについては理解できません、はつきり申し上げて。これを機会にやはりこれはまた万が一のことがあるかもわかりませんから、そういうことを考えると、もっと内陸側に路線を変更しながら、そしてまた曲田は曲田としての役割は十分あるわけです。津波の浸水地域も移転先も一部曲田の対象地区にもなろうと思いますし、それだけではまだ足りませんので、それはそれとして、またある程度の近隣の高台、そういうところに考えていく必要もある。あるいは地元の方々もぜひお願いしたいという方々が大変多くございます。例えば、毛蓋地区は下郡地域のいわゆる曲田の高台あたりが一番いい。これは歴史的なきずながあるわけですし、歴史的なそういう土地利用そのものもしていられるわけであります。仏浜についても、昔から西原地区と。仏浜というのは、これはもう仏浜住民が西原に移転している方もたくさんいます。山林も畠も持っている方がたくさんいます。だから、そういうところに移転したいという方も直接何人かから要望を承っております。

そんなことも含めて、決して我々のほうの想像で絵をかいているわけではなくて、

それはそれなりのある程度の根拠があって、ある程度の文書化しているわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） まず、1点目の6ページにあります不安等からという形の中で、高線量地区を入れてくれと、はっきり入れろという話でございますので、これについては検討させてください。策定委員会の中で再度検討しながら対応したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） ただいまの仮設住宅の説明ということで、今ちょっとご説明したいと思います。

いわき地区の仮設住宅の建設につきましては、どうしても公共用地の提供が難しいというようなお話で、民地の用地を確保しなくてはならないというところで、市のほうとの協議あるいは地権者とのほうの協議、地域の行政区との協議等、そういうさまざまな協議が必要となってきて、若干ほかの地域と比べて建設までの経緯が延びてくるというのが現状であります。1つ1つ説明しながら今進めているというような状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 先ほど町長のほうからも話ありましたが、近隣町村の件でございますが、一応1ページの14、15行目のところに、富岡町内と近隣町村も検討対象という形で、安藤議員からの質問の中で町長が答えていますので、それは入れさせてもらっていますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 大半にわたって町長の力強いお言葉を聞かせていただきました。いわき市なり郡山市なり、協力していただけるということであれば、一番今富岡町の人口がいわき市に5,300以上になっているのかな、そのくらい行っていますので、ぜひ市と協議の中で、本当に協力的に協力していただき、早急に町民のニーズ、町民の考えは一番やっぱりいわき望んでおりますので、やっぱりいわき望んでいるというのは気候の面だけではないのですね。仕事の面でもどうしてもいわき

になってしまふのですね。そういう部分ありますので、最大限の努力お願いしたいと思います。

また、今近隣町村も入っているということですので、どっちかといえば富岡町内の低線量の地区というよりは、隣接町村の低線量地区のほうが私は住みやすいのかなと思いますので、ぜひそういうのも明確に明記していただきて、ご検討をお願いしたいと思います。

あと、JRに関しては、町長が力強く言ってくれましたので、まさにそういう動きがあった裏づけとしてこういう文書になっているのかなと期待しておりますので、ぜひ私は移転するのが悪いということではないですよ。移転イコール今度、では曲田どうするのだといった場合には、やっぱり今度の津波でも壊されないような強硬な防波堤つくるなんていったのでは、30年、50年かかるのではないかと。それをJRと一緒にタイアップしていけば、まさに近い将来できる可能性が私は大ではないのかなと思って、曲田開発をねらうのであれば、それがセットのほうが私は1年でも早くできる可能性があるのかなと思いましたので、そういうことをニュアンスに質問させていただきました。ただ、JRさんのほうも富岡町としては相手があるものですから、なかなかそういうふうにはいかない場合もありますので、今の路線でも私はいいと思いますので、そういう方向も少し見据えながら、強く要望していっていただきたいと思います。

あとは仮設も公共用地であれば行政が応援してくれればすぐできますよね。それで、民有地が入ればやっぱり持ち主から許可いただかないとなかなか進まない点はありますが、これだって行政が協力してくれれば、そんなに長く協議続くはずないのですよ。いわき市に100戸仮設住宅つくるという話が持ち上がってからは、もう三、四ヶ月たっているのですね。それで、まだ進まないということは、皆さんはもうちょっと無理ではないかという考え方持っているのですよ。ぜひそういう町民の期待を裏切るようなことなく、少しおくれてもしようがないのですよ、ぜひいわき市に仮設、100でも200でも300でもできるような協議を進めていただきたいと。ただ先ほどの町長の力強いお言葉いただきましたので、今回もいわき市に復興住宅をつくるということはいわき市からも了解済みですよというお言葉をいただきましたの

で、私も安心しました。では、そういうことでぜひ努力していただきたいと思います。

終わります。

○議長（宮本皓一君） お諮りいたします。

本日災害復興計画（素案）を示していただきましたが、さらに今後町民の皆さんには起用版をお届けして意見を伺い、修正を加えた上で再度議員の皆さんにもお示しし、その後確定した段階で議案として上程したい旨申し出がありますので、本日はこの程度にとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、付議事件1、富岡町災害復興計画（第一次）（素案）についての件をこれで終了いたします。

ここで議員の皆さんから執行部への確認事項がありましたら承ります。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） それでは、執行部より各議員へ報告及び諸連絡はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） ないものと認めます。

なければ、ここで執行部及び傍聴の皆様には退席をしていただきます。お疲れさまでした。

暫時休議をいたします。

休 議 (午後 3時42分)

再 開 (午後 3時45分)

○議長（宮本皓一君） それでは、時間も迫っておりますので再開いたします。

付議事件2、議会活動及び運営に関する議会事務局（案）についての件を議題といたします。

この件については、今後の議会運営を円滑に進めるべく、事務局（案）が出ておりますので、事務局長より説明を求め、その後議員各位よりご意見を賜りたいと存じます。

それでは、事務局長より（1）、（2）一括で説明願います。

事務局長。

○事務局長（角 政實君）もう少しお時間をいただきたいと思います。お疲れさまです。

まず、議会活動及び運営に関する事務局からの案ということでございます。1つ目は、町長による事前説明及び意見の聴取（案）についてでございます。お手元資料ナンバー1、ご覧いただきたいと思いますが、現在上位法令の改正等による条例の一部改正、そして町が独自に制定している条例の一部改正、条例の新規制定と、このことにつきましては、平成19年12月の全員協議会において前議長から発言がございまして、現行ではまず上位法令の改正等につきましては、所管の常任委員会で説明して、議案として上程すると。町が独自に制定している条例の一部改正については、3つの常任委員会で説明して議案として上程すると。条例の新規制定につきましては、全員協議会で説明して、議案として上程するというふうになってございます。

今回事務局（案）でございますが、今後は条例の制定、条例の一部改正につきまして、定例会もしくは臨時会できちんと説明していただくことを基本に考えまして上位法令の改正等につきましては、臨時会を開いて提出する議案、これにつきましては議員の皆様の集まつていただく負担の軽減から、臨時議会で説明を求め、常任委員会での説明は省略させていただくという案でございます。

2番目の町が独自に制定している条例の一部改正につきましては、定例会前の全員協議会で説明を求めるなどを基本としますが、臨時会を開いて提出する議案につきましては、これもまた議員の皆様の集まつていただく負担の軽減の意味から、議長が説明を必要としないと認める場合も省略させていただくという案でございます。

最後に、条例の新規制定につきましては、定例会及び臨時会前の全員協議会で説

明を求めるなどを基本としますが、議長が説明を必要としないと認める場合は省略させていただくという案でございます。

いずれにしましても、簡易なものにつきましては、議員の皆様に集まつていただく負担の軽減を図る意味から省略させていただき、議長及び町長が特に説明を要すると認める案件については、常に全員協議会を開催させていただくものでございます。以上でございます。よろしくご審議いただきたいと思います。

次に、福島第一、第二原子力発電所の視察についてでございます。現在福島第一原子力発電所の状況は不安定な要素はあるものの、安定した状態が続いていると報道されております。ご承知のとおり既に双葉地方8カ町村のうち、大熊町議会、双葉町議会、浪江町議会が4月に双葉と浪江、1月ころに大熊町さんが終えているところでありまして、広野町議会においても町執行部と合同で6月定例会後に全員協議会に諮り、実施される予定であると伺っております。このようなことから、本町議会においても現場視察を実施するとともに、東京電力との意見交換の場が持てればよいのかなと考えてご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより各議員より意見を賜りたいと存じます。

まず、1の（1）の町長による事前説明及び意見の聴取（案）についての意見をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、お諮りいたします。

1の（1）の町長による事前説明及び意見の聴取（案）については、事務局案のとおり進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、次に（2）の福島第一、第二原子力発電所視察についてご意見を承りたいと思います。ありませんか。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 第一、第二原子力発電所の視察についてなのですが、日程等の計画というのはいつごろの定例会後なのか。7月ぐらいなのか、ちょっとその辺の日程等は。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角 政實君） きょうご意見をいただいて、実施するということになりましたら、ただいま東京電力さんとはその件についてはちょっと調整させていただいておりまして、6月定例会後の6月中ではちょっと難しいという我が議会の状況ございますので、7月の上旬に実施させていただきたいというふうに運んでまいりたいと考えております。

○9番（黒沢英男君） 了解。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 第一原発、第二原発の現地視察ということなのですが、今私なんか見ても意味がないと思うのですが、テレビカメラの報道のほうがはるかに見える部分が明らかになっているのかなと思うのですが、見なくてはならない何か理由あるのですか。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角 政實君） おっしゃるとおりでございます。私のほうも何を見なければならぬということは決して持つてはおりません。ただ、各ほかの町村の状況を見ますと、大熊町議会においては、何か自分たちからちょっと申し込んで見れないのかというような話を持つていったそうです。というのは、中に入っている大熊町民の方々が、こうだああだといういろいろな情報を流してよこしたみたいで、それを確認する意味で入らせてくれと。確認させてくれというようなことで入ったという話は伺っております。私ども事務局としては、特にどうのこうのという課題は持つておりません。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私は原発の中を見ることは余り意味がないことだと思うのですよ。ただ、東京電力等の話し合い、懇談会、いろいろ状況を聞かせてもらった

り、聞きたいことを質問したりということは大変重要なことですので、ぜひそれだけは私はやってもらいたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ちょっとこれ私からなのだけれども、事実東京電力のほうで、皆さん新聞、テレビ等で第一、第二の状況等についてはわかっているでしょうけれども、実際に見ていただければどういう状況になっているか、冷却の水の状況とか、それから1号機を覆いをかぶせたけれども、あの覆いそのものが遠くからテレビで映っている分ではすっぽりかぶっているように思うのだけれども、あそこにはもう15センチ以上のすき間があるのだな。そういうものも見てもらうとよく百聞は一見にしかずだから見てくださいというようなことがあったのです。そのときに、では第二のほうから行って、第二は普通服でいられるというから、だからそこで東京電力と今後のことも話をするかというような話をさせてもらいました。だから、そういう意味では皆さんがそれをやろうということであれば、議会活動の一環として進めていきたいと考えております、議長としては。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 4日前にこの事故当日あるいは翌日について、菅総理が東電に入るというときに枝野官房長官が引きとめたと。これは行くべきでないと。ところが、それを強引に押し切って菅さんがヘリコプターで第一へ行ったということなのだけれども、その後当時の所長をやった吉田昌郎さんは文書にして、やっぱりあれ来てもらって非常に迷惑だったと。総理大臣が来ると、幹部職員は全部手を休めて3時間、4時間対応しなくてはならなかつたと。非常に来られて迷惑だったということを当時の吉田昌郎さん、今やめましたけれども、ということと、それから私渡辺三男さんと同じ考え方で、マスコミの報道のほうがはるかに正確でよりわかりやすい。我々行って見たからって何がわかるかといったらば、何にもわかりません。だから、そういう意味で行く必要性を私はあるのかなという疑念を感じております。

○議長（宮本皓一君） そのほかありますか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 双葉郡に住んでいて、東電とこれから賠償をやったりする上で、やっぱり私は今三瓶さんと三男さんとちょっと違う考え方なのですけれども、

この第二原発の現場視察120分、これおれはもったいないと思うの、この120分は。やっぱり興味あるのは第一原発で、第一原発は中までぐるっと細かく入らなくてもいいから、バスでするっと流す程度でもいいから、こんなになっているのだというふうなものをもう自分の目で見てみたいというものもありますので、マイクロバスで通過だけでもいいから、それで戻ってきて、これは質疑応答30分しかないので、質疑応答の部分を2Fの現場視察120分、これをカットして、ここにぎっかり賠償担当者から、あと現場説明者から東電の幹部クラス出席してもらって、2時間、3時間みっちりここでやってはどうかなと思うので、視察は第一原発、それで質疑応答は2Fの安全なところでみっちり時間かけてやると、そういうパターンが私はよろしいと思います。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 僕もこのところ東京電力の第一の4号機の建屋の健全性についてという、政府と東京電力のところから出ていたやつと、それに伴う報告書をいろいろ見てまして、とても地震に対してだけ安全というふうにしか出ていなくて、実際に地震以外の状況でどうなのだというのを建物そのものをちょっとやはり自分の目で見るとカメラでは違うので、ぜひとも第一のちょっと健全性については見たいと思っておりますので、ぜひこの視察をお願いしたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） さっきの局長の説明だと、何か6月定例会の後が難しくて7月というような話でしたけれども、7月の前半だとしてもどういう装備で行くのかというのが1つと、それから本来、このことも大事ですけれども、だから確認するんですけども、例の仮設住宅の懇談会議会との、あれがおくれていて、やっぱり結構不満があるのですよね。土日もかけてやるぐらいのあれが必要だと思うのですけれども、あわせて日程調整、この視察との仮設の問題と、その辺をよく詰めて考えてほしいので、今の2点です。答えお願いします。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角政實君） 日程の件でございますが、私は6月いっぱいはちょつ

と本議会の活動として難しいと申し上げましたが、定例会終わりましたら、残りの応急仮設住宅、自治会、いわきの好間自治会と今6月の25日調整中でございます。6月の26、27で三春地区のまだやっていない自治会との懇談会を26、27日にやってくれないかという話が来まして、それもまた調整中でございますので、6月の最後の週がちょっと難しいのかなということで、ちょっと係長とも協議しながら進めているのですが、結論的には7月の上旬にならざるを得ないのかなというようなことで、先ほどそのように申し上げた状態でございます。

あと何でしたか、もう一つ。

○議長（宮本皓一君） それから、この第一の視察等については、車窓からということですので、外へおりることはできません。当然防護服を着用しますから、車の中から見るというような状況になります。

○12番（塙野芳美君） 装備。

○議長（宮本皓一君） 装備については、その辺はまだ私も聞いていないから何とも言えないのだけれども。装備。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） 一応ほかの町村の話も聞いた範囲内では、当然完全防備ということで、全面マスクですか、簡単なこんなあれではなくて、頭からかぶるやつございますね、それをかぶっての今おっしゃった、ほとんどは車窓、車の中からごらんいただくという内容だそうでございます。正直申し上げまして、私先ほど不安定な状態と申しましたが、敷地内は線量が高いよと。これはほかの町村も、事務局もおっしゃっております。はつきり言って恐る恐る見てきたのだなんていう話も聞きました。だから、そういう状況ではございますが、車の中からそういう防備、装備をしながらごらんいただくということでございますので、決して浴びるとか、放射能をいただいてくるとか、そういう問題はございませんので、安心していただいて結構ではないかなと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） タイベックス着てマスクつけたから、被曝しないから安心だなんてとんでもないと言わぬいでくださいよ。

○事務局長（角 政實君） 申しわけありません。

○12番（塚野芳美君） 何ですか。その説明は。被曝はしますよ。

○議長（宮本皓一君） それでは、お諮りをいたします。

（2）の福島第一、第二原子力発電所視察の件については、事務局（案）のとおり実施し、日時等については議長、副議長、事務局長に一任していただくことに決してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） そのように決します。

それでは、付議事件2を終わります。

次に、付議事件3、その他に入ります。

各議員からありませんか。

高野泰君。

○8番（高野 泰君） 服装についてなのですけれども、背広を着ないでジャンパー姿の人もいるし、何か統一したほうがいいのではないのかなと思うのだけれども、その辺の感覚はどうなのですかね。

〔「国、県は5月1日からクールビズだ」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 皆さんにこのことについては既に文書で配付しておりますから、文書をよく読んでいただければ十分ご理解できるものと考えております。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） 前回の仮設住宅自治会との懇談会ということで、私は文書の中に一応クールビズということで、もう町のほうも進めておりますので、それに同意しながら対応をお願いしますという文書は差し上げましたが、今後一応定例会等ございます。そういう場合の対応につきましては、ここで皆さんでちょっとどうするかお決めいただいて、統一していただければありがたいのかなというふうに考えます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 統一云々という話はもう前からできている話で、クールビズはノーネクタイなのですよ。ジャンパーとかそういう話ではない。クールビズはノーネクタイ、それで統一しているはずなのですけれども、富岡町議会は。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角 政實君） 申しわけありません。クールビズ対応でございます。

よろしくお願ひいたします。

○11番（渡辺三男君） わかりました。

○議長（宮本皓一君） それについてちょっと補足します。

半そでの場合はよろしいのですが、背広を脱いで長そでのワイシャツの場合、ぬくいからといって腕まくりすることは、これは議場の中では禁止ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、クールビズですからネクタイは必要ありません。それから、その人によっては上着も必要ないという方であれば、上着も必要ございません。

平年ですと9月末日までだそうですが、国のスーパークールビズというので5月1日から10月の30日までというようなことがありますので、それが流れによって私どもの議会も取り入れたいと思います。

4番。

○4番（安藤正純君） その半そでのときに議員バッジは省略でもいいの、議員バッジ。背広はきょう持ってきたけれども、上着置いてきて、議員バッジつけないで半そでで来ても構わないのですか。

○議長（宮本皓一君） これについては、本来であれば議員バッジをつけていただくのが。ポケットとか。

○4番（安藤正純君） では、背広着てくれればいいのだ。

○議長（宮本皓一君） それであれば結構です。

○4番（安藤正純君） わかりました。

○議長（宮本皓一君） あと皆さんからありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、事務局から。

局長。

○事務局長（角 政實君） 濟みません。本当に時間いただきます。

まず、最後になりますが、5つばかりご連絡申し上げます。まず、議員住所の一覧について、お手元にお配りさせていただきましたが、三瓶一郎議員が住所が西郷村からいわき市に変更になっております。それをあわせまして一覧表をお届けしておりますのでよろしくお願ひいたします。

2番目に、6月20日の定例会の中日、とりあえず議運のほうに諮らないまま今準備作業をしておりますが、この日に送迎バスの運行をさせていただきます。と申しますのは、当日会場のほうでIT講習会というのが入りまして、市の住民の方が車でどんどん入ってくるような状態になります。混雑を避けるために、こちらから、事務所のほうから大槻の公民館のほうにバスで送迎させていただきますので、この日だけはよろしくお願いしたいと思います。

次に、3番目でございます。全国町村議会の議員団体補償制度にかかるチラシをお手元に届けさせていただきました。ごらんいただければありがたいのかなと思います。

同じく税制支援ハンドブック、これについてもお手元にお届けさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、さきにご連絡申し上げました元富岡町議会議員の渡辺貴一郎様の告別式会場の変更がございました。そのお知らせ文でございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 事務局からの連絡がありましたが、各議員から確認事項等がありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、付議事件3、その他についての件を終わります。

以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 (午後 4時10分)